

平成28年第6回教育委員会会議記録

平成28年5月16日（月）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町学校給食センター運営委員の委嘱について
日程第 3 議案第2号 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則
日程第 4 議案第3号 平成28年度補正予算の意見聴取について
日程第 5 議案第4号 教職員の事故報告に係る処分内申について
日程第 6 協議第1号 平成28年度教育費補正予算
日程第 7 報告第1号 八雲町立学校職員服務規程の一部改正について
日程第 8 その他

◎出席委員

教育長	田 中 了 治
委 員	宮 田 千 秋
委 員	松 永 正 実
委 員	藤 内 智 子

◎欠席委員

委 員	羽 田 圭 吾
-----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	荻 本 和 男
学校教育課参事	本 庄 伯 幸
学校教育課補佐	佐々木 裕 一
学校教育課総務係長	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	上 野 誠
社会教育課長	足 立 直 人
社会教育課文化財係長	柴 田 信 一
体育課長	浅 井 敏 彦
給食センター長	小 栗 由美子
教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日の出席委員は4名です。定足数の出席を認めます。よって平成28年第6回八雲町教育委員会議を開催いたします。本日の議案は、お手元に配布のとおり議案4件、協議1件、報告1件となっております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、松永委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町学校給食センター運営委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○給食センター長 教育長。

○教育長 給食センター長。

○給食センター長 議案第1号八雲町学校給食センター運営委員の委嘱についてご説明いたします。議案書1ページでございます。

運営委員会は、「八雲町学校給食センター設置条例」第4条により給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内の組織とし、学校職員、父母の代表者、学識経験者を教育委員会が委嘱するものであります。

この度の委嘱は、運営委員となっていておりました学校長の人事異動、PTA役員改選に伴い欠員が生じたため、委員の補充として次のとおり委嘱するものであります。八雲小学校PTA会長稲見裕一、八雲中学校長大橋宏朗、浜松小学校長渡邊聡、東野小学校PTA会長坂本勇、相沼小学校長見延誠一、泊川小学校PTA会長飯田浩、熊石第二中学校PTA会長穴戸英の7人の方でございます。

なお、委嘱日は平成28年4月1日、任期は同条第3項の規定により、前任者の残任期間であります平成28年9月30日までとなっております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 ご異議がありませんので、議案第1号を原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第2号「八雲町立学校管理規則の一部改正について」説明いたします。議案書2ページをお開き下さい。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正により、職員の営利企業への従事等の制限に関する取扱いについて、これまで「営利企業等の従事」としていた箇所について「営利企業への従事等」に改められたことによる改正です。

2ページの新旧対照表により説明いたします。

第25条の見出し及び第1項の条文中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改め、北海道人事委員会規則の名称も「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」から「職員の営利企業への従事等の制限に関する規則」に改められた事により条文を改めるものです。

同条第2項についても同様に条文中「職員の営利企業に従事する」を「職員が営利企業への従事等を行う」に改めるものです。

附則として、この規則は、公布の日から施行し、本年4月1日から適用することとしております。

以上簡単ですが、八雲町立学校管理規則の一部改正についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 日本語の表現は難しいのですが、この改正によって中身が何か変わることはあるのですか。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 内容としては、変更はありません。法律の改正に併せて表現を変更するものです。

○松永委員 わかりました。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「平成28年度補正予算の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第3号「平成28年度教育費補正予算の意見聴取について」ご説明いたします。議案書3ページをお開き下さい。

本件は、平成 28 年第 3 回八雲町議会臨時会に提案する「平成 28 年度教育費補正予算」については、去る 4 月 28 日開催の第 5 回教育委員会会議でご協議いただいたところですが、この度、地方教育行政の組織及び運営委に関する法律第 29 条の規定に基づき、八雲町長から教育委員会の意見を求められたので、意見なしとするものであります。

4 ページの別紙をご覧ください。学校教育課所管のパート公務補賃金の補正予算要求内容については、第 5 回教育委員会会議でご協議いただいた内容と変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

5 ページ・6 ページの熊石教育事務所所管分については、熊石教育事務所長から説明いたしますので、よろしくお願いします。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 引き続き、議案書 5 ページの熊石教育事務所所管の補正予算でございまして、熊石地域のスクールバス整備購入事業です。

初めに 5 ページの歳入につきましては、国庫補助金で要求額どおり査定されたところがございます。

次に 6 ページの歳出でございます。協議時の事業費としては、総額 778 万 3 千円でしたが、最終町長査定額として、自動車損害保険料の改定等により 12 節役務費が 2 万 1 千円増額の 9 万 2 千円で査定を受けたことから、総額として 780 万 4 千円で予算措置されたところがございます。

以上、議案第 3 号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 それではご異議がありませんので、議案第 3 号を原案のとおり可決することにいたしました。

◎日程第 5 議案第 4 号

○教育長 日程第 5 議案第 4 号「教職員の事故報告に係る処分内申について」を議題といたします。

本件は、個人情報を含む案件となっていることから、八雲町教育委員会会議規則第 20 条第 1 項ただし書きの規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○教育長 それでは、秘密会とします。

◎日程第 6 協議第 1 号

○教育長 秘密会を解きます。

日程第 6 「協議第 1 号平成 28 年度教育費補正予算について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 協議第1号「平成28年度教育費補正予算について」説明いたします。

本件は、平成28年度教育費補正予算を6月6日開会予定の町議会第2回定例会に要求することについて協議するものであります。

今回の補正は、落部小学校校長住宅の建築に係るものであります。落部小学校の校長住宅については、学校近接に住宅が無いため、入沢地区の住宅に居住しておりますが、学校管理者は学校近接に居住することが望ましいことから、文部科学省へ教員住宅建設の補助申請をしておりましたが、この度補助が内定したことから歳入及び歳出の補正予算を要求するものです。

最初に歳出から説明いたします。議案書11ページをお開き下さい。歳出予算10款教育費・1項教育総務費・9目住宅建設費・15節工事請負費1,917万円の補正はただ今申し上げた落部小学校校長住宅建設に係る工事請負費ですが、木造平屋建1棟1戸、床面積67㎡を予定しております。

次に歳入について説明いたします。議案書10ページです。歳入予算14款国庫支出金・2項・国庫補助金・7目教育費国庫補助金・1節教育総務費補助金813万8千円の補正は、へき地教員住宅交付金で、補助率は新增築補助単価に対する10分の5.5となっております。

以上で協議第1号平成28年度教育費補正予算についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○宮田委員 教育長。

○教育長 宮田委員。

○宮田委員 参考までに聞きたいのですが、67㎡、だいたい20坪で2千万、坪50万と結構いい住宅ですね。だいたいこれからは、このくらいの単価でやるということになりますか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 今回の落部小学校長の住宅ですが、一昨年建設した出雲通線の工事で移転を余儀なくされた、八雲小学校の教頭住宅と同じ規格でありまして、当時の建築費が1,600万円程度かかっていました。資材の高騰などで今回少し高めの単価になったということで、ご理解いただきたいと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○宮田委員 教育長。

○教育長 宮田委員。

○宮田委員 立派な物を建てて、入居する先生方のフォローも大事に思うのですが、変なところがあったらそのままにせず早急に修繕し、この次に入居する先生が気持ちよく入居

できるような対応も必要だと感じます。高いからだめではなく、どうせ建てるならいいものをお願いしたいと思います。

○教育長 学校教育課長。空いた住宅についてはどうなっていますか。

○学校教育課長 若干補足いたします。

落部小学校の校長については、先ほど説明したとおり現在入沢地区の教員住宅に入居していますが、新築後現在入居している住宅が空きます。

現在、落部小学校の教頭は、落部小学校から離れている旧栄浜小校舎近くの教員住宅に居住していますので、空いた入沢地区の住宅に移動してもらいます。このことにより、校長は落部小学校敷地内、教頭もすぐに対応できる場所ということで、入沢地区の住宅の利用は予定しています。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 落部小学校、落部中学校の教頭先生が隣同士に住むということですね。

○学校教育課長 はい。今の落部中学校教頭の隣に落部小学校教頭が住むということです。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 現在落部小学校の教頭先生が住んでいる栄浜小学校の教員住宅についてはもう使用しないということでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 旧栄浜小学校の教員住宅は、現在落部小学校教頭が居住している住宅のほかにもう 1 軒あり、そこも空いております。そこについては、落部小学校中学校も含めて、産休などで代替教諭が配置された時に、落部地区に他に空いている住宅がないことからそのときに対応できるよう 1 軒空けてあります。落部小学校教頭が転居することで空き住宅が 2 軒となるわけですが、同じような目的で空けておくのがいいのか、あるいは旧栄浜小学校の活用も含めて、具体的にどうようにするのか栄浜町内会の役員の方からも要望がありましたので、6月に打ち合わせを行う方向で調整しております。今後は、地域の意見も聞きながら活用方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 他に何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、協議第 1 号は協議済みといたします。

◎日程第 7 報告第 1 号

○教育長 日程第 7 報告第 1 号「八雲町立学校職員服務規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号「八雲町立学校職員服務規程の一部改正について」説明いたします。

議案書12ページをお開き下さい。今回の改正は、議案第2号で説明いたしました地方公務員法の改正と同様の理由によるものです。

議案書13ページの新旧対照表をご覧ください。第6条の見出しを「営利企業等従事の許可の願い出」から「営利企業等従事の許可の願い出」に改め、同条第1項中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」、様式第4号から様式第4号の5までの標題を「営利企業等従事許可願」から「営利企業従事等許可願」にそれぞれ改めたものです。

附則として、この規程は、公布の日から施行し、本年4月1日から適用することとしております。

以上簡単ですが、八雲町立学校職員服務規定の一部改正について の報告といたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○宮田委員 教育長。

○教育長 宮田委員。

○宮田委員 先ほど質問せず申し訳ありません。地方公務員はそれ以外のことをしてはいけないという認識でいたのですが、許可を申請すると公務員でありながら別収入を得ることができるという解釈でいいですか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 職務専念義務がありますので、別の会社に勤務してということは不可能ですが、例えば減多に無いとは思いますが、会社の非常勤役員の部分、具体的にあるのは、不動産の賃貸です。親の相続で不動産を持ってしまい、収入が発生してしまうとか、住宅1軒からでも届け出しないといけないということではなく、住宅だと何軒以上だとか駐車場であれば10台以上の場所を貸すなど一定程度の規模以上については適用となり、許可を取らなければならないということです。

要は、不動産所得か何かで収入を得るということは具体的にあります。

また、最近出てきたのが、太陽光発電で具体的に例があります。八雲町では、今までこういったものに該当する先生はおりませんでした。

○宮田委員 教育長。

○教育長 宮田委員。

○宮田委員 一般企業に籍を置いて収入を得るということは無いということですね。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 そういうことはあり得ないと思います。

○教育長 その他ございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 この「等」の場所が変わったのは、今までは「営利企業等」ということは、営利企業以外、例えばNPO法人ですとかそういったものも含まれているからだと思っていたのですが、今回「従事等」になったので、要するに今おっしゃったみたいに不動産業や太陽電気業など自分が社長ではなくても社員のなものでもいいと解釈してよろしかったでしょうか。「等」の場所が変わることで何が変わるのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 地方公務員法の改正の趣旨ですね。北海道人事委員会からの通知によりますと、地方公務員法の改正で用語の解釈が変わったということで、1つには営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体が、商業・工業・金融業等利潤を得て配分することを主目的にする企業体ということに解釈を変えた。

4項目に渡って地方公務員法用語の解釈について示されているのですが、それによって「等」の位置がなぜ変わったかということは、この通知だけでは説明できない中身ですが、法律の用語の解釈が変わって変えたということで、それに伴い日本語の解釈上変えたのではないかと思います。申し訳ありませんが、詳細については手元の資料ではお答えできません。

○教育長 「等」を取ったということは、営利企業として限定したということでしょうね。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 そうですね。今、改正前の中身がわからないのですが、会社法の会社あるいは事業の内容として農業・牧畜・酪農・花卉栽培・養鶏等、また不動産のことですとか具体的に載っていますので、そういったものに限定する会社ができることによって企業等の「等」が取れたということで、従事等は、先ほど説明した駐車場や不動産はどこまでを従事と解釈するのか、従事するという行為を実際触れたということなのかと思いますが、分析しないとこの中身は説明できないと思います。

○教育長 実は私の今までの経験で、先生方がこういうことに従事するという許可願いをもらったということは、3件くらいありました。

1件は、例えば道立教育研究所や理科センター等に行って講演をする場合、謝礼が支払われます。それを受け取っていいのかという判断をするためにこの許可願を提出したり、あるいは何とか図書から原稿依頼をされてその原稿を作るとこれも謝礼が支払われるということの許可願です。難しかったのは、奥様が塾を経営しており、旦那さんは教員をしまして、奥様が休む時に塾を手伝っているという実態があり、これは認められないんですね。そういうことがあって、先生方に当てはめると今のようなことがあると思います。先ほど学校教育課長が説明したような事例は扱ったことはないのですが、先生方はこういうことをちゃんと理解しておかなければならないと思います。

他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 それでは、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第8 その他

○教育長 日程第8 その他について何かございますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年度第6回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時36分】